

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 37 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日に、三田市沢谷 766 ありまこうげんホスピタル労働組合執行委員長 櫻井 彰から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 日
兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 事件 (争議行為の目的)
令和 6 年賃上げ要求
- 2 日時
令和 6 年 4 月 16 日 (月) 9 時以降、争議解決に至るまでの期間
- 3 場所
ありまこうげんホスピタル、内所属組合員が従事する全職場
- 4 概要 (争議行為の種類、規模等)
前項記載の職場において、連続的或いは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。